

一般廃棄物収集運搬業許可証

許可 第 7 号

業者氏名 大田区城南島 4 - 5 - 10
株式会社永野紙興
代表取締役 迎 康行

（法人にあつては、主たる事務所
所在地、名称及び代表者氏名）

令和 6 年 2 月 5 日付けで申請のあつた一般廃棄物処理業については、
下記のとおり許可する。

令和 6 年 4 月 1 日

武蔵野市長 小美濃 安弘



記

- 1 取り扱う廃棄物の種類 ごみ
- 2 事業の区分 収集・運搬
- 3 期 限 令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- 4 区 域 武蔵野市全域
- 5 条 件
 - (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び武蔵野市廃棄物の抑制・再利用と適正処理及びまちの美化に関する条例その他関係法令の規定を遵守し、及び市の指示に従うこと。
 - (2) この許可によって生じる権利又は義務を、第三者に譲渡又は貸与しないこと。
 - (3) 市の指定する分別基準を遵守し、廃棄物の資源化及び減量に努めること。
 - (4) 申請時の許可内容と相違することとなる場合は、変更の届出をすること。
上記に違反した場合は、許可を取り消す。